

松崎中学校PTA部会細則

- 第1条 この会に、学年学級部会、専門部会、選考委員会をおく。
- 第2条 委員は、学年学級部会、専門部会、選考委員会を構成する。ただし、委員は役員を兼ねることはできない。
- 第3条 委員の選出と所属は、次の通りとする。
1. 委員は、各クラスから4名を選出する。
 2. 委員は、学年部・専門部(広報、教養、保体愛護)・選考委員会の各部会に所属する。
- 第4条 各部会に、部長1名、副部長2名をおき、部会及び部の運営に当たる。
1. 学年学級部会…各学年部
 2. 専門部会…広報部、教養部、保体愛護部
 3. 選考委員会の委員長は、歴代執行部又は現執行部役員が就く。
- 第5条 各部会は、次の活動をする。
1. 学年学級部会
 - (1) 学年学級集会を開き、保護者(家庭)と教師(学校)の連携を深める。
 - (2) 生徒の進路指導に関する対策について協議し、問題解決に当たる。
 - (3) 企画委員会へ提出する議案を審議する。
 - (4) 各部の活動に参画する。
 2. 専門部会
 - (1) 生徒指導上の諸問題について、保護者、教師、生徒が話し合い、三者の連携を深め、生徒指導の充実を図る。
 - (2) 愛護センター、少年補導員等関係機関団体との連携のもとに、各地区における生徒指導、安全指導の体制を確立し、問題の解決に当たる。
 - (3) 人権教育をはじめ教育上の諸問題に関する学習を深める。
 - (4) 企画委員会へ提出する議案を審議する。
 - (5) 広報活動を行う。
 - (6) 新しいコミュニティ創造のために、地域市民、教職員、保護者、子どもたちと連携を深める。
- 第6条 この細則の改廃は、委員総会で決定し、承認を得る。

この規約は、平成30年4月21日 一部改正、同日より施行